

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 41 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき大府市が定める図書

- 1 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年省令第 86 号）（以下「省令」という。）第 41 条第 1 項の規定に基づき大府市が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。
 - 一 登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関）又は、登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）（以下「品確法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関）（以下「適合性確認機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあっては、当該適合性確認機関が交付する適合証
 - 二 住宅の申請における、平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号（以下「告示 119 号」という。）Ⅰ第 2. 1-3 に規定する基準の審査にあたり、告示 119 号Ⅰ第 2. 1-2 (2) に基づき国土交通大臣が認めた場合の住宅にあっては、その基準に適合する旨の認定書等
 - 三 住宅の申請における、告示 119 号Ⅱ第 1. 6 に規定する基準の審査にあたり、登録住宅型式性能認定等機関（品確法第 44 条第 1 項に規定する登録住宅型式性能認定等機関）が行う住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
 - 四 告示 119 号Ⅱ第 2 に規定する大府市が認めるものの基準に係る審査については、愛知県が定める特定外建築物環境配慮計画書の提出に関する要綱第 4 条の規定に基づき愛知県建設部建築担当局住宅計画課へ提出した、特定外建築物環境配慮計画書の副本の写し
 - 五 都市の低炭素化の促進に関する法律第 3 条第 2 項第四号に基づく平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 118 号第 4. (2) ③に規定する都市の緑地の保全への配慮に係る制限等を有する地域での申請にあっては、その制限等に適合する旨の証明書等
 - 六 都市計画基本図の写し
 - 七 認定を受けた低炭素建築物新築等計画に基づく建築等工事が完了した場合にあっては、認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事が完了した旨の報告書（大府市が定める様式第■号）及び、認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨の確認書（大府市が定める様式第■号）

2 省令第41条第3項の規定に基づき大府市が不要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

- 一 住宅の申請における、告示119号Ⅰ第2.1-3に規定する基準の審査にあたり、告示119号Ⅰ第2.1-2(2)に基づき国土交通大臣が認めた場合の住宅に係る低炭素建築物新築等計画の認定申請のうち、認定書等の写しを添えたものにあつては、低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該認定書等において明示することを要しない事項として指定されたもの
- 二 住宅の申請における、告示119号Ⅱ第1.6に規定する基準の審査にあたり、住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る低炭素建築物新築等計画の認定申請のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書等において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

附則

1 平成24年12月4日 施行